明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

13　情報技術企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業に係る情報通信に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
14　（略）
15　技術開発官は、命を受けて、直轄事業に係る建設技術に関する研究及び開発に係る特定事項についての企画及び立案に関する事務（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（企画調整官、運輸安全調査官、安全防災対策官、災害対策推進官及び交通緊急災害対策派遣官）
第十一条の二　大臣官房に、企画調整官二人、運輸安全調査官並びに安全防災対策官及び災害対策推進官それぞれ一人並びに交通緊急災害対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。
2～9　（略）
10　災害対策推進官は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一　国土交通省の所掌事務に関する交通に関連する防災に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。
二　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における関係行政機関その他の関係者との連絡調整その他の初動措置に関すること。
11　（略）
（調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）
第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びにアセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。
（削る）
2　（削る）
調整官は、命を受けて、事業の円滑な施行の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を分掌する。
3・4　（削る）
5　（略）
インフラ情報・環境企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち調整官の所掌に係る重要事項に関するものをつかさどる。
一・二　（削る）
（略）

12　情報技術企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業に係る情報通信に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
13　（略）
14　技術開発官は、命を受けて、直轄事業に係る建設技術に関する研究及び開発に係る特定事項についての企画及び立案に関する事務（他局並びに官庁営繕部及び建設生産性向上推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（企画調整官、運輸安全調査官、安全防災対策官及び交通緊急災害対策派遣官）
第十一条の二　大臣官房に、企画調整官二人、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人並びに交通緊急災害対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。
2～9　（略）
（新設）
10　（略）
（施工安全企画室並びに調整官、事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）
第二十四条　公共事業企画調整課に、施工安全企画室並びに調整官六人以内並びに事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。
2　施工安全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業の施工方法（安全の確保に関する二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
二　直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。
三　直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関すること。
四　建設工事用機械に係る建設技術（安全の確保に関するものに限る。）に関する指導及び普及に関すること。
3　施工安全企画室に、室長を置く。
4　調整官は、命を受けて、事業の円滑な施行の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（施工安全企画室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
5　事業総括調整官は、調整官のつかさどる事務のうち事業調整に関するものを統括する。
6・7　（略）
8　インフラ情報・環境企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち調整官の所掌に係る重要事項に関するものをつかさどる。
一・二　（略）
三　直轄事業の施工方法（環境の保全に関する二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。